

【 資 料 第 2 号 】
子ども家庭部子育て支援課

文京区児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例について

1 制定理由

令和7年4月に予定している文京区児童相談所の開設に伴い、児童福祉法第59条の4第1項及び同法施行令第45条の3に基づく児童相談所設置市事務として、児童福祉施設に関する事務が東京都から区に移管されることから、児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例を制定する。

2 条例の主な内容

別紙のとおり

3 その他

条例の制定にあたっては、東京都の事務の継続性や区民・事業者への影響等を考慮し、東京都が定めている現行の「東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例」と同一の基準とする。

4 施行予定日

令和7年4月1日

児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例概要

章	対象施設	定める項目	施設概要	設置数	所管課
第1章 (第1条 ～ 第24条)	総則	趣旨、定義、最低基準の目的等、最低基準と児童福祉施設、児童福祉施設の一般原則、非常災害対策、安全計画の策定等、自動車を運転する場合の所在の確認、児童福祉施設の職員の一般的要件、児童福祉施設の職員の知識及び技能の向上等、他の社会福祉施設を併せて設置するときの設備及び職員の基準、入所者を平等に取り扱う原則、虐待等の禁止、業務継続計画の策定等、衛生管理等、食事、入所者及び職員の健康診断、給付金として支払を受けた金銭の管理、児童福祉施設内部の規程、児童福祉施設に備える帳簿、秘密保持等、苦情への対応			子育て支援課
第2章 (第25条 ～ 第28条)	助産施設	種類、入所させる妊産婦、第二種助産施設の職員、第二種助産施設と異常分べん	保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により、入院助産を受けることができない妊産婦を入所させて、助産を受けさせることを目的とする施設	1 (医療施設のため対象外)	子ども家庭支援センター
第3章 (第29条 ～ 第38条)	乳児院	設備の基準、職員、乳児院の長の資格等、養育、乳児の観察、自立支援計画の策定、業務の質の評価等、関係機関との連携	乳児（保健上、安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合には、幼児を含む。）を入院させて、これを養育し、あわせて退院した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設	0	子ども家庭支援センター
第4章 (第39条 ～ 第47条)	母子生活支援施設	設備の基準、職員、母子生活支援施設の長の資格等、母子支援員の資格、生活支援、自立支援計画の策定、業務の質の評価等、保育所に準ずる設備、関係機関との連携	配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて、これらの者を保護するとともに、これらの者の自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設	0	生活福祉課
第5章 (第48条 ～ 第54条)	保育所	設備の基準、保育所の設備の基準の特例、職員、保育時間、保育の内容、保護者との連絡、業務の質の評価等	保育を必要とする乳児・幼児を日々保護者の下から通わせて保育を行うことを目的とする施設（利用定員が20人以上であるものに限り、幼保連携型認定こども園を除く。）	区立19 私立77	幼児保育課

児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例概要

章	対象施設	定める項目	施設概要	設置数	所管課
第6章 (第55条 ～ 第58条)	児童 厚生施設	設備の基準、職員、遊びの指導を行うに当たって遵守すべき事項、保護者との連絡	児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操をゆたかにすることを目的とする施設	16	児童 青少年 課
第7章 (第59条 ～ 第68条)	児童 養護施設	設備の基準、職員、児童養護施設の長の資格等、児童指導員の資格、養護、生活指導、学習指導、職業指導及び家庭環境の調整、自立支援計画の策定、業務の質の評価等、児童と起居を共にする職員、関係機関との連携	保護者のない児童（乳児を除く。ただし、安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合には、乳児を含む。）、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童を入所させて、これを養護し、あわせて退所した者に対する相談その他の自立のための援助を行うことを目的とする施設	0	子ども 家庭 支援 センター
第8章 (第69条 ～ 第77条)	福祉型 障害児 入所施設	設備の基準、職員、生活指導及び学習指導、職業指導を行うに当たって遵守すべき事項、入所支援計画の作成、児童と起居を共にする職員、保護者との連絡、心理学的及び精神医学的診査、入所した児童に対する健康診断	保護並びに日常生活における基本的な動作及び独立自活に必要な知識技能の習得のための支援を行うことを目的とする施設	0	障害 福祉課
第9章 (第78条 ～ 第82条)	医療型 障害児 入所施設	設備の基準、職員、心理学的及び精神医学的診査、入所した児童に対する健康診断、児童と起居を共にする職員等	保護、日常生活における基本的な動作及び独立自活に必要な知識技能の習得のための支援並びに治療を行うことを目的とする施設	0	障害 福祉課
第10章 (第83条 ～ 第87条)	児童発達 支援 センター	設備の基準、職員、生活指導及び計画の作成、保護者等との連絡、心理学的及び精神医学的診査	地域の障害児の健全な発達において中核的な役割を担う機関として、障害児を日々保護者の下から通わせて、高度の専門的な知識及び技術を必要とする児童発達支援を提供し、あわせて障害児の家族、指定障害児通所支援事業者その他の関係者に対し、相談、専門的な助言その他の必要な援助を行うことを目的とする施設	1	障害 福祉課

児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例概要

章	対象施設	定める項目	施設概要	設置数	所管課
第11章 (第88条 ～ 第95条)	児童 心理治療 施設	設備の基準、職員、児童心理治療施設の長の資格等、心理療法、生活指導及び家庭環境の調整、自立支援計画の策定、業務の質の評価等、児童と起居をともにする職員、関係機関との連携	家庭環境、学校における交友関係その他の環境上の理由により社会生活への適応が困難となった児童を、短期間、入所させ、又は保護者の下から通わせて、社会生活に適応するために必要な心理に関する治療及び生活指導を主として行い、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設	0	子ども 家庭 支援 セン ター
第12章 (第96条 ～ 第106条)	児童 自立支援 施設	設備の基準、職員、児童自立支援施設の長の資格、児童自立支援専門員の資格、児童生活支援員の資格、生活指導、職業指導、学科指導及び家庭環境の調整、自立支援計画の策定、業務の質の評価等、児童と起居を共にする職員、関係機関との連携、心理学的及び精神医学的診査等	不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童を入所させ、又は保護者の下から通わせて、個々の児童の状況に応じて必要な指導を行い、その自立を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設	0	子ども 家庭 支援 セン ター
第13章 (第107条 ～ 第109条)	児童 家庭支援 センター	設備の基準、職員、支援を行うに当たって遵守すべき事項	地域の児童の福祉に関する各般の問題につき、児童に関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応じ、必要な助言を行うとともに、区の求めに応じ、技術的助言その他必要な援助を行うほか、児童福祉法第26条第1項第2号及び第27条第1項第2号の規定による指導を行い、あわせて児童相談所、児童福祉施設等との連絡調整その他内閣府令の定める援助を総合的に行うことを目的とする施設	0	子ども 家庭 支援 セン ター
第14章 (第100条 ～ 第115条)	里親支援 センター	設備の基準、職員、里親支援センターの長の資格等、里親支援、業務の質の評価等、関係機関との連携	里親支援事業を行うほか、里親及び里親に養育される児童並びに里親になろうとする者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設	0	子ども 家庭 支援 セン ター
第15章 (第116 条)	雑則	電磁的記録			子育て 支援課